

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、この入札手続に関する事務は、佐賀県 I C T 推進機構会長（佐賀県総務部長 甲斐 直美）が行います。

令和 5 年 4 月 21 日

収支等命令者

佐賀県立図書館長 古 賀 由 紀 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札概要 本入札は、佐賀県、江北町、白石町及び太良町の 1 県 3 町（以下「対象団体」という。）が図書館システム等構築及び運用に関する業務委託について、調達業務を効率的に実施するとともに、経費負担の軽減を図るため、佐賀県 I C T 推進機構において、共同調達を実施するものである。
- (2) 委託業務名 図書館システム等構築及び運用業務（共同調達）
- (3) 委託業務の仕様等 入札説明書のとおり
- (4) 履行場所 対象団体が指定した場所及び受託者の申請により対象団体が認めた場所
- (5) 履行期間 契約締結の日から令和 10 年 12 月 31 日まで

2 入札参加者の資格及び条件に関する事項

- (1) 本調達は、単独企業又は共同企業体による条件付一般競争入札とする。
なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

- カ 構成員の出資の割合
- キ 構成員の責任
- ク 取引金融機関
- ケ 決算
- コ 利益金の配当の割合
- サ 欠損金の負担の割合
- シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置
- ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- セ 解散後の契約内容の不適合及びその他必要な事項

(2) 入札に参加する者の資格は、単独企業にあっては次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次のイに掲げる要件の全てを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア 単独企業の資格要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

いこと。

- (エ) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (オ) 対象団体発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (カ) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のbからgまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
 - a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - b 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - c 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - d 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - e 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - g 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用して
いる者
- (キ) 共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

- (ア) 共同企業体の構成員数は、3社以内であること。
- (イ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (ウ) 全ての構成員が、構成員数による均等割の10分の6以上の出資比率を有すること。
- (エ) 構成員の全てがアの(ア)から(カ)までの要件を満たすこと。
- (オ) 全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

(3) 以下の要件を満たすこと

ア 過去5年以内に都道府県及び政令市立図書館において、今回の移行要件、調達要件以上の規模（蔵書冊数80万冊及び調達業務用端末数30台以上）の図書館システム等の構築及び運用に係る契約の履行実績を各々複数件以上有すること。

イ 本調達における運用及び保守業務を実施する組織並びに部門において、ISMS適合性評価制度（ISO/IEC 27001:2013, JIS Q 27001:2014）のいずれかに関する情報セキュリティに係る認証を取得していること。

ウ 本調達における運用及び保守業務を実施する組織並びに部門において、ITSMS適合性評価制度（ISO/IEC20000:2005, JIS Q 20000-1・-2）のいずれかに関するサービスマネジメントに係る認証を取得していること。

エ 本調達における運用及び保守業務を実施する組織並びに部門において、ISO9001認証を取得していること。

オ 本調達における設計・構築時においては、総括責任者、開発責任者を配置することとし、そのうち複数名が本システムと類似したシステムの開発又は異なる自治体間、団体間で行う開発・共同調達に従事した実績を有すること。

(4) 再委託の禁止

本件委託業務の一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部署

佐賀県総務部行政デジタル推進課内 佐賀県 I C T 推進機構事務局（新館 6 階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電話番号 0952-25-7038

F A X 番号 0952-25-7299

電子メールアドレス network@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書及び附属書類の交付方法及び交付期間等

令和 5 年 4 月 21 日（金）から同年 5 月 24 日（水）まで佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、(1)の担当部署まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和 5 年 5 月 24 日（水）午後 5 時（郵送の場合には、同日午後 4 時までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 提出された書類を審査した結果、入札参加資格を有すると認められる者を入札の参加者（以下「入札者」という。）とする。

エ 入札参加資格の確認結果は、令和5年5月31日（水）までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社更生法手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(2)のアの(カ)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(2)のアの(カ)のbからgまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ その他本件業務委託契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札書の提出方法

(6)の場所に直接持参し、又は(1)の担当課に郵送すること。

なお、入札を郵送で行う場合には書留郵便とし、「図書館システム等構築及び運用業務（共同調達）に関する入札書」と表書きし、令和5年6月6日（火）午後5時までに(1)の担当部署に必着のこと。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月7日（水）午前10時

イ 場所

佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県総務部行政デジタル推進課内

なお、変更の場合は、入札者に対し別途連絡する。

(7) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第1項の規定に基づき、見積金額（取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額）の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入すること。ただし、同条第3項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

落札者は、県及び3町の財務関係規定に基づき、契約締結の際に、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし各対象団体の一部減額・免除規定に該当するときは各自治体での規定に準拠する。

(8) 入札方法に関する事項

ア 入札は、入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札金額は、本委託に係る委託料の総額を記載すること。入札価格の表示は、アラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

(9) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札となるべき者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(10) 再度入札に関する事項

第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

再度入札は2回までとし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札保証金が(7)のアに規定する金額に達しない者

キ 入札価格の記載において(8)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

ク 入札書の金額を訂正したものを提出した者

- ケ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者
- サ 1人で2以上の入札をした者
- シ 代理人でその資格のないもの
- ス 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(12) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。

(13) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(14) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(15) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約書を提出しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手續並びに契約の履行において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約書の作成の要否 要（各対象団体と個別に契約）
- (3) 本入札の結果は、佐賀県 I C T 推進機構会長から、入札者全て及び各対象団体宛てに通知する。通知を受けた各対象団体は落札者宛て落札決定通知を行い、落札者と契約を締結するものとする。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他各対象団体の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- (6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。
なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (7) 本入札における入札予定日以降の日程については、期日を定めて延期する場合がある。
なお、この場合は、担当課から入札参加予定者宛て連絡する。
- (8) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止することがある。
- (9) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。
- (10) 委託事務に従事する者又は従事していた者が、当該委託事務に関して知り得た個人情報を不正に提供し、又は盗用した場合などは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）上の罰則規定に基づき処罰されることがある。
- (11) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、対象団体の財務に関する規程及び対

象団体の調達に関する規程の定めるところによる。

(12) 詳細は入札説明書による。

5 この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条に規定する特定調達契約である。

6 本入札に係る契約については、入札結果に基づき落札業者と各対象団体との間で個別に契約締結するものとする。

7 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Consignment of development and maintenance of Saga Prefecture library system.

(2) Fulfillment period:

From the day of the contract through December 31, 2028

(3) Bid Description:

Download from the Saga Prefecture website:

<https://www.pref.saga.lg.jp/>

(Available from April 21, 2023 to May 24, 2023)

(4) Time and location for the opening of bids and tenders:

Time: 10:00 am, Wednesday, June 7, 2023

Location: Saga Prefectural Government 1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

Tender Submission: All tenders must be submitted in person or by mail. If sending by mail, tenders must be sent by registered post and received by 5:00 pm, Tuesday, June 6, 2023.

(5) Contact information:

Administrative Digitalization Division

Department of General Affairs

Saga Prefectural Government

1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

Tel:0952-25-7038 Fax:0952-25-7299

E-mail: network@pref.saga.lg.jp